

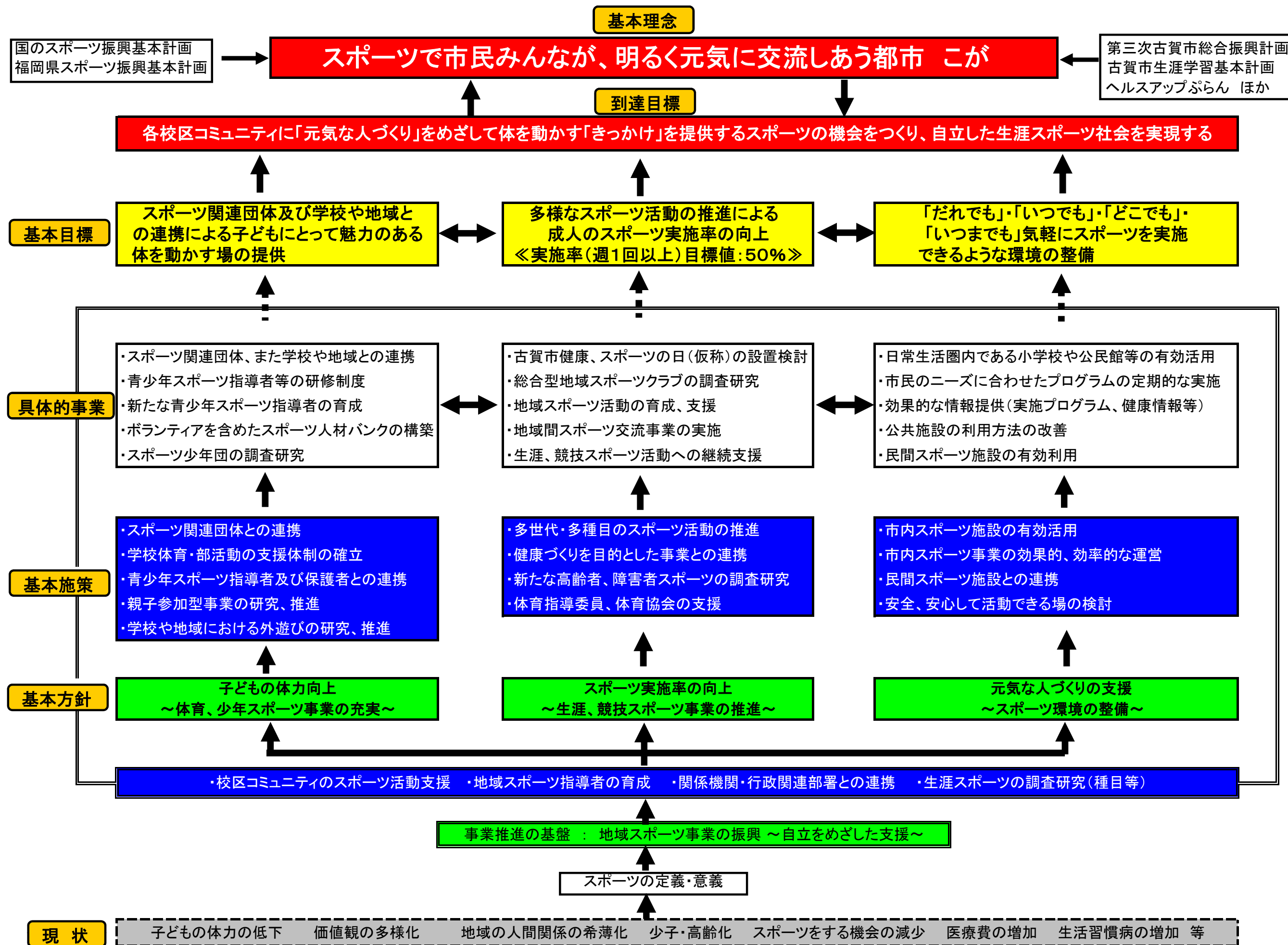
古賀市スポーツ振興基本計画

平成21年3月

古賀市

古賀市教育委員会

古賀市スポーツ振興基本計画 策定体系図



目 次

- ・ はじめに
- ・ 策定体系図

第1章 古賀市スポーツ振興基本計画の基本的な考え方

(1～6)

- ・ スポーツの定義 . . . 1
- ・ スポーツの意義 . . . 2
- ・ 体育、スポーツを取り巻く国及び福岡県の動向 . . . 3

第2章 古賀市の遊び・体育・スポーツを取り巻く現状と課題

(7～22)

- ・ これまでのスポーツ振興施策の取り組みについて . . . 7
- ・ スポーツの実施状況 . . . 8
- ・ 公共、民間スポーツ施設の開放状況 . . . 11
- ・ 遊びやスポーツに関する調査、体力測定の結果について . . . 12

第3章 基本計画の策定にあたって

(23～27)

- ・ 策定の趣旨 . . . 23
- ・ 到達目標に対する基本目標 . . . 24

第4章 基本方針に基づく基本施策

(28～33)

- ・ 子どもの体力向上 ～体育、少年スポーツ事業の充実～ . . . 28
- ・ スポーツ実施率の向上 ～生涯、競技スポーツ事業の推進～
. . . 31
- ・ 元気な人づくりの支援 ～スポーツ環境の整備～ . . . 32
- ・ 基本方針を推進する基盤となるもの . . . 33

第5章 基本計画の推進及び期間（34）

- 基本計画の推進 . . . 34
- 基本計画の期間 . . . 34

【附属資料】（35～41）

- 「古賀市スポーツ振興基本計画」の位置づけ . . . 35
- 用語の解説 . . . 36
- 古賀市スポーツ振興基本計画策定スケジュール . . . 38
- 古賀市スポーツ振興基本計画策定委員会設置要綱 . . . 40
- 古賀市スポーツ振興基本計画策定委員会委員名簿 . . . 42

第1章 古賀市スポーツ振興基本計画の基本的な考え方

スポーツの定義

スポーツの定義は、スポーツ振興法及び国のスポーツ振興基本計画において以下のように記されている

① スポーツ振興法第2条 （昭和36年制定）

「『スポーツ』とは、運動競技及び身体運動（キャンプその他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう」（解説）

スポーツの個人的・社会的有用性を強調しつつ、その普及・振興を積極的に図っていかうとする立場を表している。

② 国のスポーツ振興基本計画 （平成12年制定）

「人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つ」（解説）

体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。

【古賀市スポーツ振興基本計画における定義】

本計画では上記①及び②のほか、「スポーツ」の定義を広義的に捉え競技・レクリエーション及び健康づくりを目的として行われ、その結果心身の健全な発達につながる運動行為すべてを指すものとする。

スポーツの意義

① 青少年の心身における健全育成

現代の子どもは、急速な少子化や情報化の進展等により、外遊びが減り人間関係の希薄化、さらには精神的な未熟さなどをもたらしている。

また、夜型生活による生活習慣の乱れも指摘されている。

子どもの体育・スポーツ活動は、体力の向上のみならず、指導者や仲間との交流を通じたコミュニケーション能力の育成や、責任感・スポーツマンシップなど青少年の精神面をも育成し、さらには規則正しい生活習慣も自然と身につけさせるものである。

② 心身の健康保持増進

近年における都市化や生活環境の利便性の向上等、社会環境・生活環境の変化は、身体的活動の機会を減らすとともに精神的なストレスを増大させるなど心身ともに大きな影響を与えている。

スポーツは、単に体力の向上に役立つだけでなく、「こころの健康」を保つためのストレス解消、社会問題となっている生活習慣病を予防するなど心身の健康保持増進に効果を発揮する。さらには爽快感や達成感などが得られることから、精神的な安定・充実感のある生活の実現など心の豊かさや生きがいがいづくりにも効果を発揮するものである。

③ 地域コミュニティの形成と活性化

現代社会は市民の連帯意識やコミュニティの希薄化が叫ばれている。スポーツは、地域のさまざまなスポーツ行事を通じて家族や親子、住民相互の人間的なふれあいを深め、さらには地域の住民が同じ目標に向かって活動することにより、地域の一体感や連帯感の醸成などの地域の活性化に貢献できるものである。

体育、スポーツを取り巻く国及び福岡県の動向

国のスポーツ振興基本計画は、スポーツ振興法に基づいて、国が目指す今後のスポーツ振興の基本的な方向を示すものとして平成12年に策定された。

福岡県スポーツ振興基本計画は、国の計画を踏まえ県民の生涯を通じたいきいきとしたスポーツライフを支援するための基本的な方向を示すものであり、市町村、スポーツ関係機関・団体のみならず、地域や学校においても、スポーツの振興を図る上での指針として平成15年に策定されている。

古賀市スポーツ振興基本計画は、これら国及び県の計画を踏まえるとともに、古賀市の実情に即して策定することにより、体育・スポーツを取り巻く情勢や動向を見据え、市民のスポーツ活動の生活化を目指した体系的、計画的な、かつ実効的なスポーツ振興施策の方向性を示すものである。

国のスポーツ振興基本計画 (平成12年9月策定、平成18年9月改定) (計画の性格)

スポーツ振興法に基づいて、長期的・総合的な視点から国が目指す今後のスポーツ振興の基本的な方向を示すものであると同時に、地方の実情に即したスポーツ振興施策を主体的に進める上での参考指針となるものである。

【スポーツ振興施策の展開方策】

1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策

(政策目標)

人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために必要不可欠なものであり、「人間力」の重要な要素である子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。

(要 旨)

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、我が国の子どもの体力は、昭和60年頃から長期的に低下傾向にあるとともに、体力が高い子どもと低い子どもの格差が広がっている。

子どもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など健康に不安を抱える人々が増え、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧される。

子どもの体力の低下の原因は、外遊びやスポーツの重要性の軽視など国民の意識の問題、都市化・生活の利便化等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の子どもの生活習慣の乱れといった様々な要因が絡み合い、結果として子どもが体を動かす機会が減少しているという点が指摘されている。

このような状況を改善するため、家庭、学校、地域が連携して、子どもが積極的に外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲を培うことにより、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。

2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

(政策目標)

- (1) 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- (2) その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人(50%)となることを目指す。

(要 旨)

誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を21世紀の早期に実現するため、国民が日常的にスポーツを行う場として期待される総合型地域スポーツクラブの全国展開を最重要施策として計画的に推進し、できるかぎり早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とする。

3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

(政策目標)

オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベルの競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与することから、こうした大会で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進する。

(要 旨)

国際競技力の向上を図るためには、広くジュニア層まで視野に入れ、優れた素質を有する競技者に対し、個人の特性や各年齢期における発達の特徴に応じた指導を行い、世界で活躍できるトップレベルの競技者を組織的・計画的に育成する必要がある。

このため、競技団体は、競技者の育成・強化を行う主体として、トップレベルの競技者の育成方針を作成し、これに基づき競技者を育成する仕組みを構築する。国・地方公共団体をはじめとする関係機関・団体は、この仕組みの基盤となる強化拠点の整備をはじめとして、指導者の養成・確保及び競技者が安心して競技に専念できる環境の整備を総合的に推進する。

(参 考)

国におけるスポーツ振興の今後の動向

最近の我が国のスポーツ振興に関する政界の動向については、平成19年8月文部科学副大臣の私的諮問機関「スポーツ振興に関する懇談会」が「スポーツ立国ニッポン」をまとめられたことが注目される。

このレポートの中で、「スポーツ立国ニッポン」の早期実現に向けて3つの施策の提案がなされている。

1. 競技力の向上に国を挙げて取り組む
 - ・ トップアスリートの競技力向上
 - ・ 国立スポーツ施設の計画的な整備と機能強化
 - ・ 国際的に信頼できるドーピング防止活動の促進
 - ・ スポーツ顕彰制度等の検討
2. 国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む
 - ・ 国際競技大会の開催に対する支援
 - ・ スポーツ外交の強化
 - ・ オリンピズムの促進
3. 地域のスポーツ環境の整備を支援する
 - ・ 学校におけるスポーツ環境の充実
 - ・ 地域におけるスポーツ環境の充実
 - ・ 優れた才能を持つ人材を育成する取組の促進
 - ・ 民間のスポーツ活動への支援
 - ・ 国民体育大会の改革と支援の充実

以上3つの施策を実現するにあたって、次の取り組みの推進が期待されている。

1. スポーツ立国宣言
2. 「新スポーツ法」の制定
3. スポーツ省（庁）の設置とスポーツ振興組織の整備
4. スポーツ予算の拡充

このような国の動向は不確定な部分も多いが、今後は国や福岡県のスポーツ振興事業の動向を踏まえ、関連する法律、上位計画の見直し等も踏まえながら、随時本市における事業展開に反映させていくことが重要となる。

福岡県スポーツ振興基本計画（平成15年10月策定）

（計画の性格）

国のスポーツ振興基本計画を踏まえ、長期的・総合的な視点から、県民の生涯を通じたいきいきとしたスポーツライフを支援するための基本的な方向を示すものである。

（基本理念）：「いきいきとしたスポーツライフの創造」

（基本施策）

- I 学校、地域、各種スポーツ団体などの育成・支援と関連する組織間の連携・協力体制の整備・充実
- II 県民の多様なニーズに対応できるクラブの育成やトップアスリート養成システムづくりの推進
- III 既存施設の有効活用と管理運営の弾力化及びスポーツ振興の拠点づくりの推進
- IV 県民のスポーツ活動を支える人づくりの推進
- V 子どものスポーツライフの充実と体力向上のための総合的な方策の推進
- VI 効果的なスポーツ活動を推進するための、県立スポーツ科学情報センターの機能強化と活用の促進
- VII スポーツ情報ネットワークの整備と拡充

（要 旨）

子どもから高齢者までのあらゆる年齢層が、個々人の体力や目的に応じてスポーツに取り組むことができる新たなスポーツ環境の構築を目指して、スポーツ活動を支える「人づくり」「場づくり」「しくみづくり」の観点から施策の方向性を示すため、上記7つの基本施策を根幹に据えて諸施策の推進に努める。

第2章 古賀市の遊び・体育・スポーツを取り巻く現状と課題

これまでの古賀市のスポーツ振興施策の取り組みについて

古賀市総合振興計画に基づき平成4年度から「豊かな明日へ、学び、スポーツ、ボランティア」をスローガンに掲げ、生涯スポーツの推進に取り組んでおり、このスローガンに基づき、古賀市体育協会、古賀市体育指導委員による、競技力の向上のみならず健康づくりのための軽スポーツの普及に取り組んでいる。

【これまでの行政、体育指導委員、体育協会の主な取り組み】

【表1】これまでの古賀市のスポーツ振興施策の取り組み

主な取り組み	行政	体育指導委員	体育協会
糟屋地区体育大会、県民体育大会の参加支援	○		○
市民駅伝競走大会、成人式記念駅伝大会、市民交流ゴルフ大会の実施	○		○
各種スポーツ施設の整備拡充	○		○
社会体育施設、学校施設等の開放	○		
スポーツ、レクリエーション備品の貸し出し	○		○
健康歩こう大会の実施	○	○	
ジュニアスポーツ団体の活動支援、全国大会等への参加支援 等	○		○
レクリエーション・スポーツ教室の実施	○	○	
出前講座	○	○	
てんとう虫体操や風船バレー等の高齢者、障害者スポーツの普及	○	○	
軽スポーツやニュースポーツの調査研究 等		○	○
レクリエーション・スポーツの祭典の実施		○	○
市内各種体育大会の実施および後援	○		○
各種スポーツ、レクリエーションの普及発展のための講座や教室の開催		○	○
各種スポーツ、レクリエーションの技術向上に関する指導、研究		○	○
スポーツの普及のための広報活動	○		○
ジュニアスポーツの普及	○		○

スポーツの実施状況

◇ 市内小学校

部活動はなく、スポーツをしている子どもたちは、地域や民間団体のジュニアスポーツ団体や子ども会育成会等各種団体に所属して活動している。【ジュニアスポーツ団体数：51団体（平成20年3月現在）】

◇ 市内の中学校

市内の中学校では、以下のとおり部活動が実施されている。

【表2】市内中学校の部活動実施状況

部活（競技）名	古賀中	古賀北中	古賀東中
陸上	○	○	○
水泳	○	○	○
サッカー（男子）	○	○	○
卓球	○	○	△（女子）
剣道	○	○	○
柔道	○	△（男子）	×
バレーボール	△（女子）	○	○
バスケットボール	○	○	○
野球（男子）	○	○	○
テニス	○	○	△（女子）
バドミントン	○	○	○
ソフトボール（女子）	○	○	×
新体操（女子）	○	○	×
器械体操	×	○	×
空手	○	○	○

（○～男女とも、△～どちらかのみ、×～なし）

◇ 体育協会

加盟団体数 20協会 71チーム 93クラブ

加盟人数 3,134名（平成19年4月1日現在）

年間大会数 66回（平成19年度各競技協会分を含む）

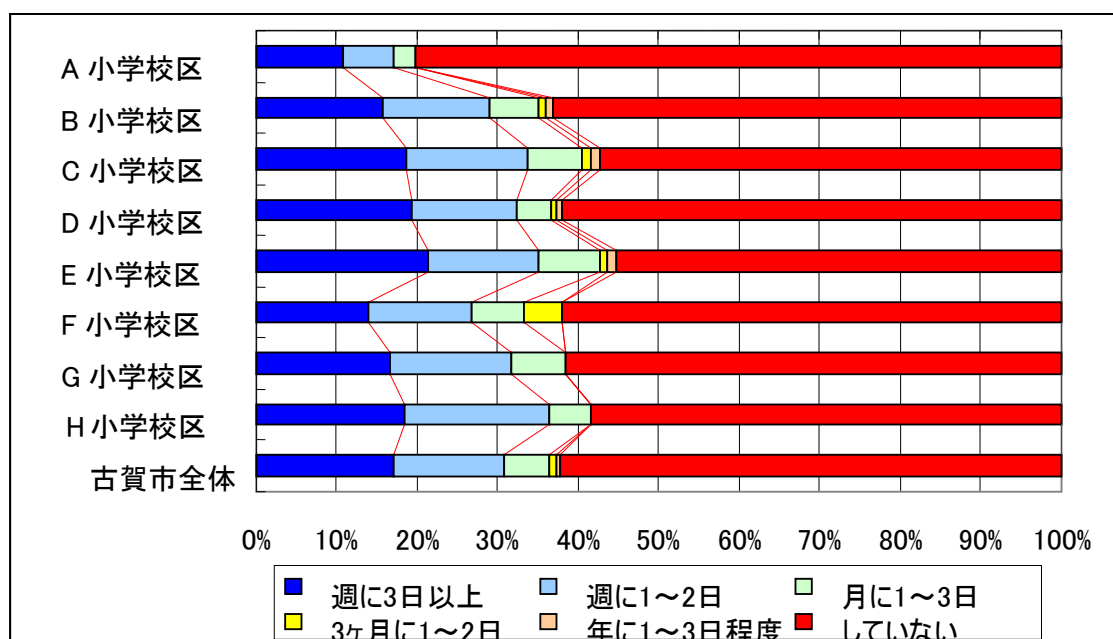
※この他に、体育協会に加盟していないスポーツ団体（成人やジュニア）や各種団体による活動、また子ども会育成会による各種スポーツ行事なども行われている。

古賀市の成人のスポーツ実施率（平成20年度調査結果）

＝週1回以上スポーツをしている人の割合＝

30.7%

市民の運動・スポーツに関する調査結果（平成20年7月実施）



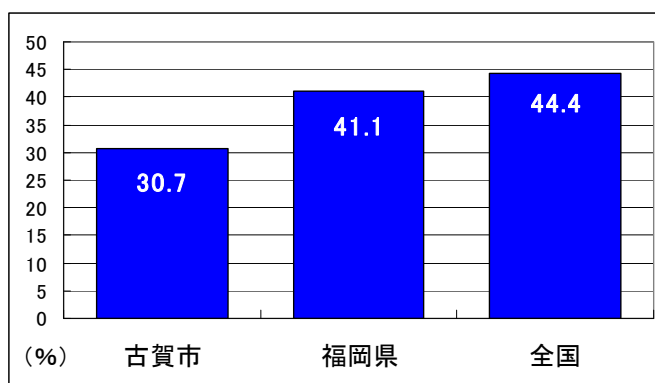
【図2】運動・スポーツの実施頻度（校区別）

成人の週3回以上と週1回以上のスポーツ実施率を見ると、古賀市全体では30.7%となっている。校区別には、H小学校区の実施頻度が36.3%と最も高く、次いでE小学校区が35.0%となっている。また、最も実施率の低い校区はA小学校区で実施率は17.1%となっている。一方、未実施者（1年間に1度も運動・スポーツを行っていない者）の割合はA小学校区が最も高く、80.2%の住民がスポーツを実施していない現状である。

この実施率を、全国、福岡県の状況と比較してみると【図3】のとおりであり、古賀市全体としての運動・スポーツ実施率は低い状況と言える。

次に、運動・スポーツ活動の実施（継続）意志の有無（次ページ【図4】）を見てみると、古賀市全体で80.9%の市民が「実施したい（続けたい）」との意向を示しており、実施頻度との格差が浮き彫りになっている。

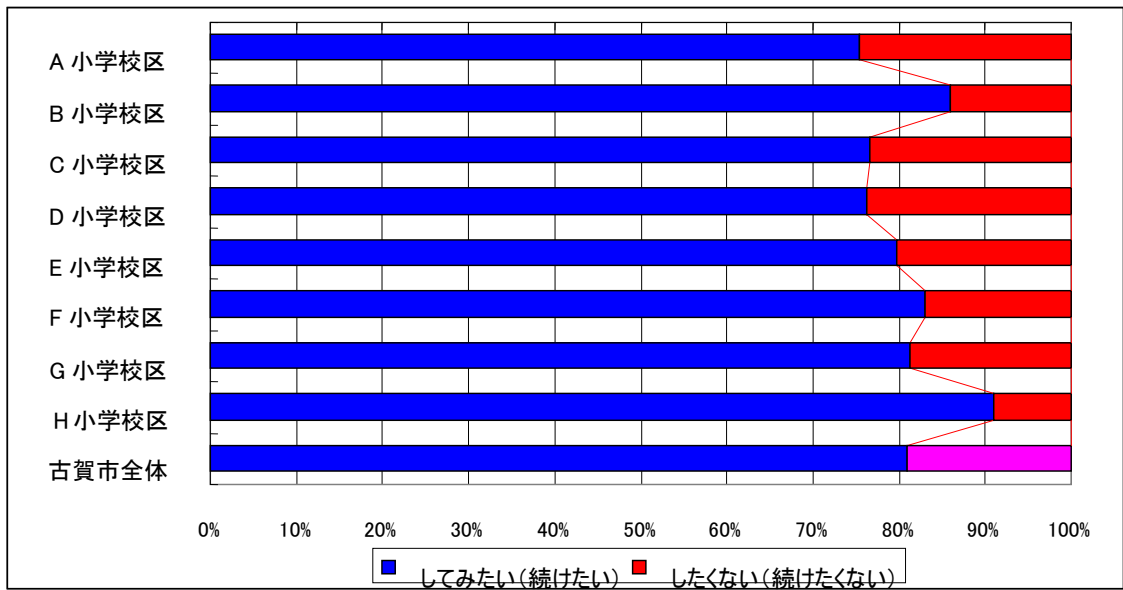
成人の週1回以上のスポーツ実施率30.7%（古賀市全体）に対し、実施意向が80.9%であることを考えると、50.2%の市民が運動・スポーツを行いたい、実際には行うことができていないこと（【図5】参照）を示しており、



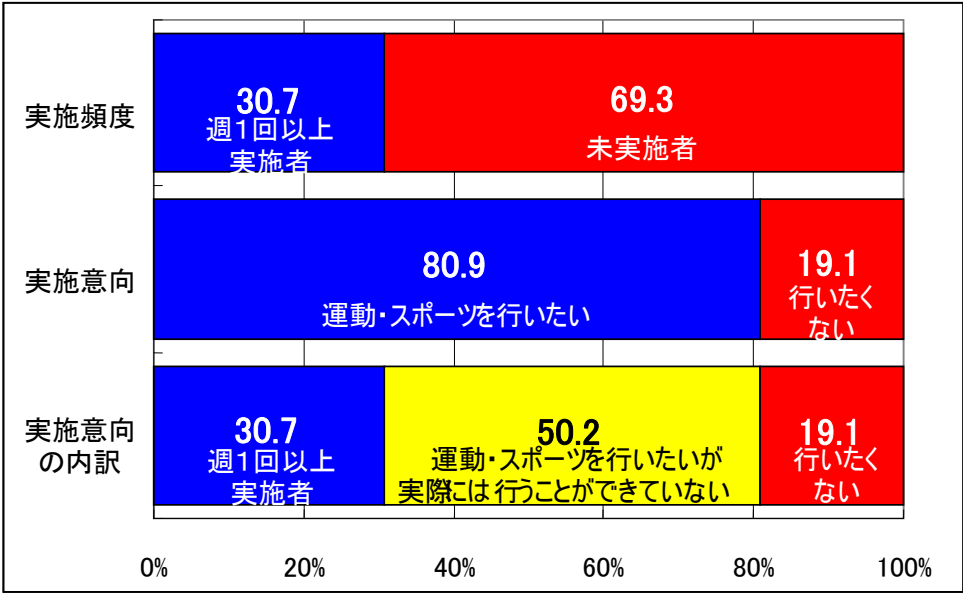
【図3】運動・スポーツ実施率の比較（対全国・福岡県）

市民のニーズに対応するためには、市民が運動・スポーツ活動を気軽に実施できる環境を整備することが急務である。

また、適度の運動は、心身の健康の保持・増進には不可欠であることから、「行いたくない（続けたくない）」と回答した市民の理由を分析し、運動・スポーツを楽しむことができる意識づけや動機づけ、気軽に参加できる場づくり等も課題と言える。



【図 4】運動・スポーツの実施（継続）意向の有無



【図 5】実施頻度と実施意向の格差

公共、民間スポーツ施設の開放状況

【表3】市内公共、民間スポーツ施設の開放状況

名称	施設数	面数（面）	備考
公共施設（屋外）			
野球場	2	2	
多目的広場	3	3	
テニスコート	4	4	
市立球技場	1	1	
小学校グラウンド	8	8	
ゲートボール場	1	1	
弓道場	1	1	
スケートパーク	1	1	
ピクニック広場	1	1	グリーンパーク内
公共施設（屋内）			
市民体育館	1	2	バレーコート
小学校体育館	8	16	バレーコート
中学校体育館	1	2	バレーコート
武道館	1	2	床・畳
トレーニングルーム	1	1	市民体育館内
健康文化施設（体育館） （プール） （マシンジム）	1	2	メイン・サブ
	1		
	1		
民間施設			
スイミングクラブ	3		プール
フィットネスクラブ	1		
個人教室、道場他	4		武道、体操等



クロスパルこが

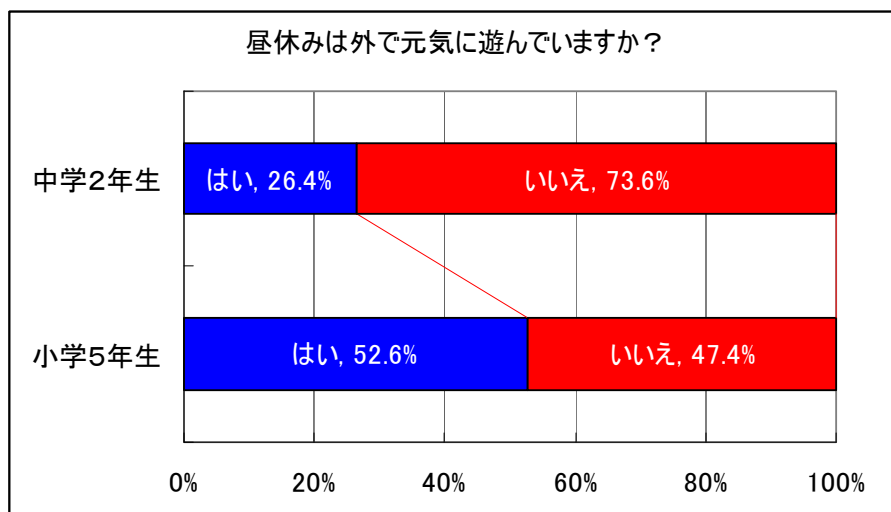
遊びやスポーツに関する調査、体力測定の結果について

(小学5年生・中学2年生対象)

(1) 遊びやスポーツに関する調査結果 (平成20年2月実施)

ア 学校生活における屋外遊びの状況

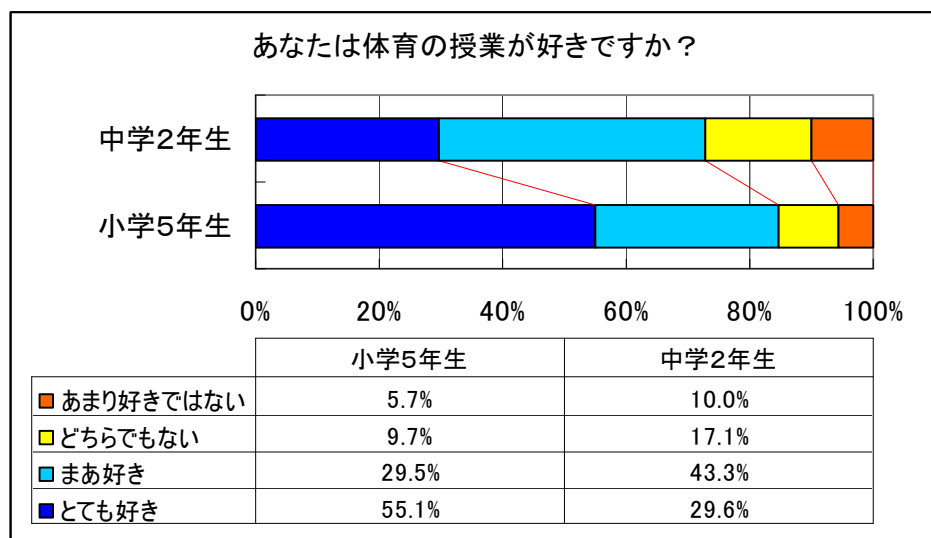
学校生活の中での身体活動の状況を、昼休みの屋外遊びの有無として調査した結果を【図6】に示した。小学生では半数以上の児童が屋外で遊んでいるのに対し、中学校では26.4%と、ほぼ半減している。



【図6】学校生活における屋外遊びの状況

イ 体育の授業について

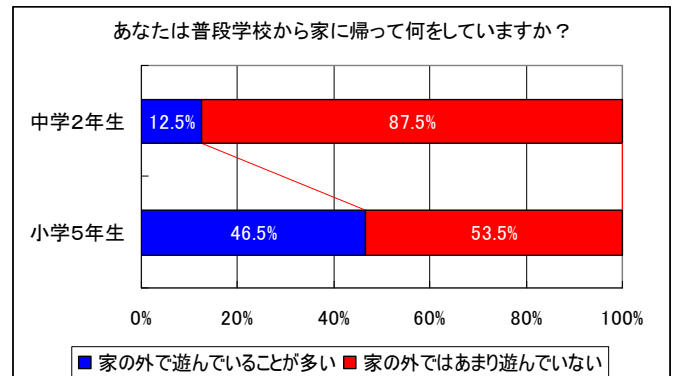
体育の授業への志向について調査した結果を【図7】に示した。小学生では84.6%、中学生では72.9%が「とても好き」、「まあ好き」と回答しており、身体活動を伴う学習に多くの児童・生徒が興味を持っていることがうかがえる。



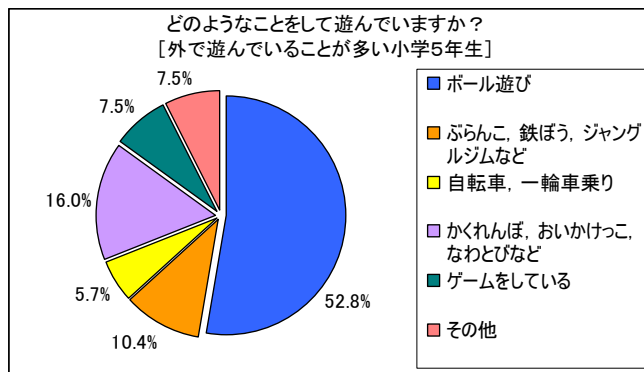
【図7】体育の授業への志向

ウ 家庭・地域における運動・スポーツ活動について

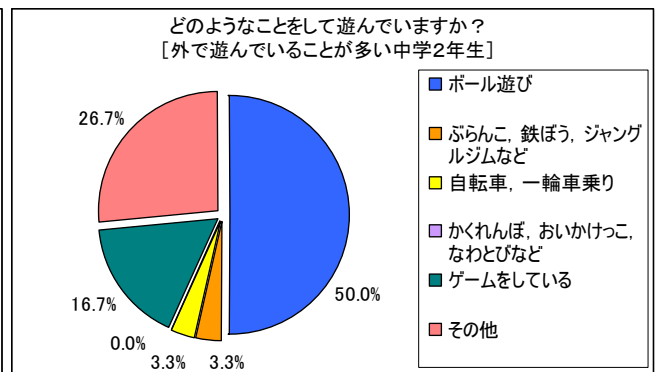
帰宅後の時間の使い方について調査した結果を【図 8】に示した。小学生の46.5%が「外で遊んでいることが多い」と回答しているのに対し、中学生では12.5%と激減している。また、「外で遊んでいることが多い」と回答した児童・生徒に、主に屋外でどのようなことをして遊んでいるかについての結果を【図 9】【図 10】に示した。小・中学生ともに約半数が「ボール遊び」と回答している。



【図 8】放課後の活動について

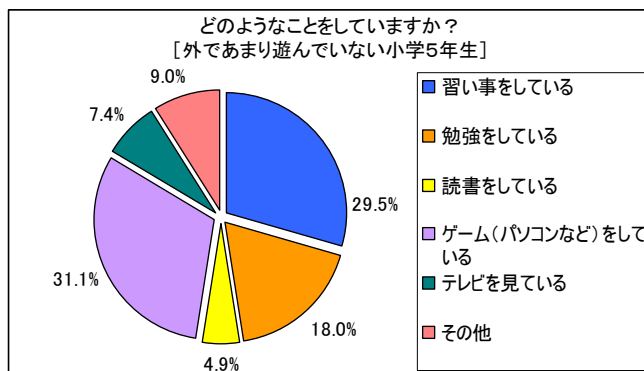


【図 9】外遊びの内容（小学生）

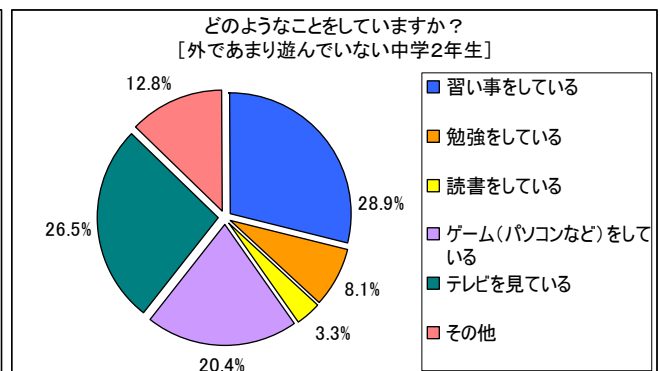


【図 10】外遊びの内容（中学生）

一方、「外であまり遊んでいない」と回答した者が、どのような時間の過ごし方をしているかについての結果を【図 11】【図 12】に示した。小学生では「ゲーム（パソコンなど）をしている」が多く全体の約3割で、次いで「習いごと」が続いている。中学生では「習いごと」が第1位であるが、「テレビを見ている」、「ゲーム（パソコンなど）をしている」が次に続いている。



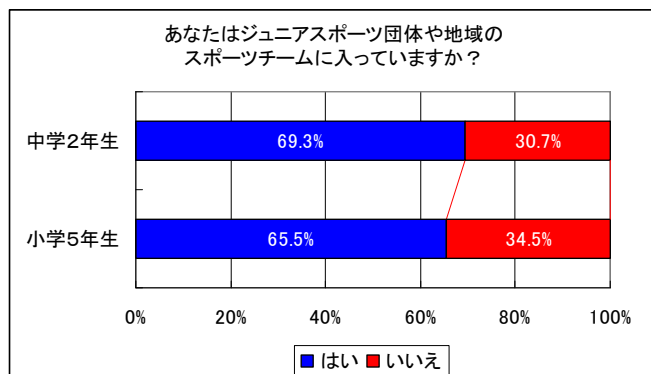
【図 11】外遊び以外の内容（小学生）



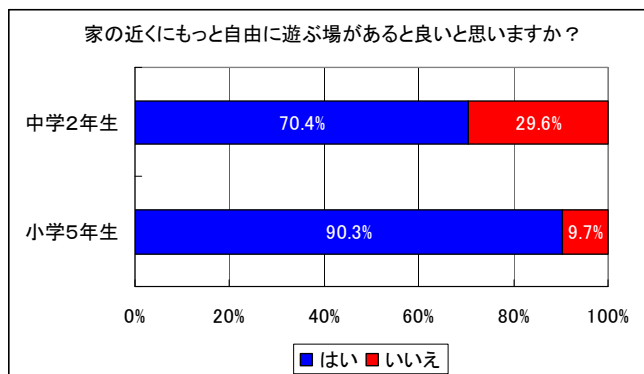
【図 12】外遊び以外の内容（中学生）

エ 運動・スポーツ活動の場について

小・中学生のスポーツ活動の場としてのスポーツ団体やチームへの加入状況の結果を【図 1 3】に示した。いずれも 6 割以上の者が加入している。一方、公園等で自由に遊べる場を求める声について【図 1 4】に示した。小学生で 90.3%、中学生で 70.4%といずれも高い値を示している。



【図 1 3】団体・チームへの加入状況



【図 1 4】外遊びができる場の要望

(2) 小学生の体力測定結果

平成 20 年度より文部科学省は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を小学 5 年生及び中学 2 年生の全児童・生徒を対象に実施することとし、その結果を平成 21 年 1 月 21 日公表した。また、福岡県においても、子どもの体力向上を教育行政の重要課題と位置づけ、その体力の状況を公表している。

一方、本市においては、先に示した全校を対象とした「運動・スポーツに関する調査」と併せ、市内 8 小学校のうち 5 校で新体力テストを実施した。

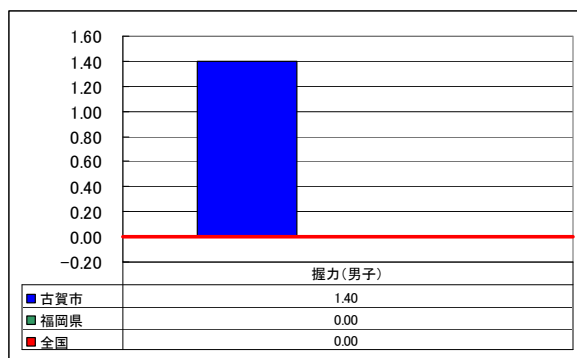
以下の【表 4】【表 5】は、全国平均及び福岡県の平均と、5 校の測定結果の平均値を男女別に比較したものであるが、その結果を、各項目別に比較してみることで、子どもの体力・運動能力に関する課題が明らかになってきた。その結果を【図 1 5】～【図 3 0】に示した。

【表 4】小学 5 年生男子の体力測定結果

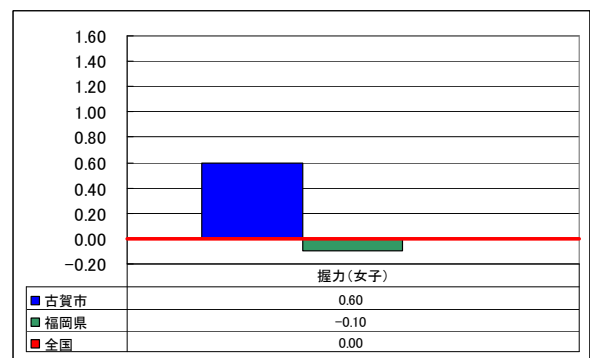
小学5年生男子	福岡県	全国	古賀市
握力	17.00	17.00	18.40
上体起こし	18.30	19.10	19.10
長座体前屈	32.10	32.70	33.50
反復横とび	38.90	41.00	35.10
20m シャトルラン	47.30	49.40	39.20
50m 走	9.40	9.40	9.50
立ち幅とび	154.20	154.00	155.50
ソフトボール投げ	26.20	25.40	26.70

【表 5】小学 5 年生女子の体力測定結果

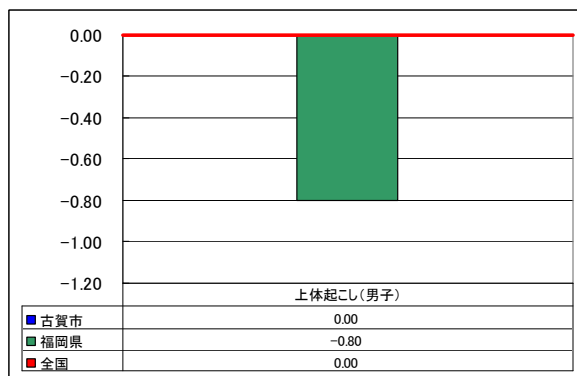
小学5年生女子	福岡県	全国	古賀市
握力	16.40	16.50	17.10
上体起こし	16.60	17.60	17.10
長座体前屈	35.80	36.60	37.90
反復横とび	36.40	38.80	34.10
20m シャトルラン	35.70	38.70	30.30
50m 走	9.70	9.60	9.90
立ち幅とび	144.30	145.70	148.90
ソフトボール投げ	14.80	14.90	15.70



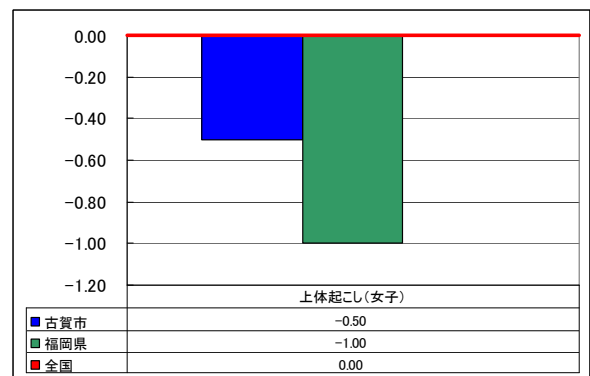
【図 1 5】握力 (男子)



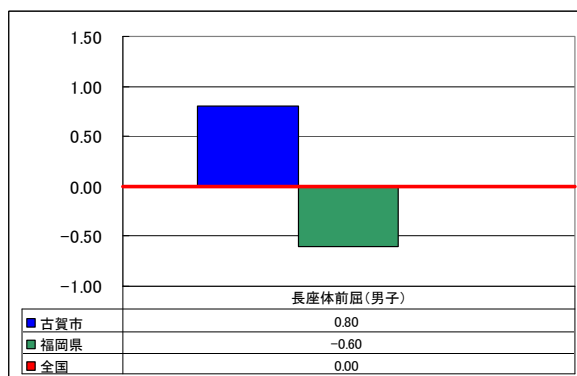
【図 1 6】握力 (女子)



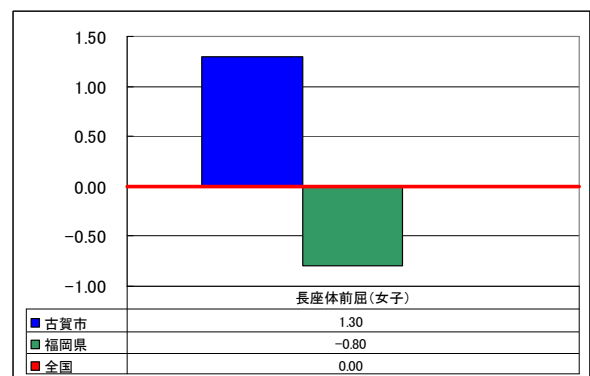
【図 1 7】上体起こし (男子)



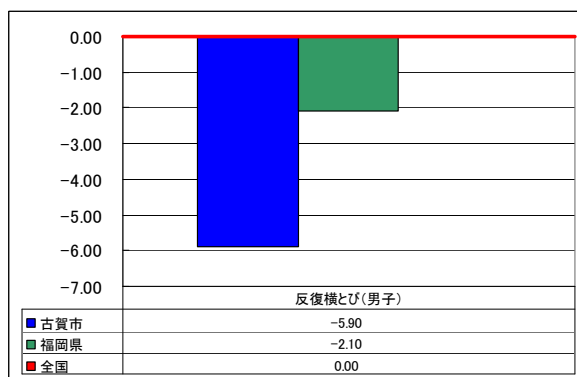
【図 1 8】上体起こし (女子)



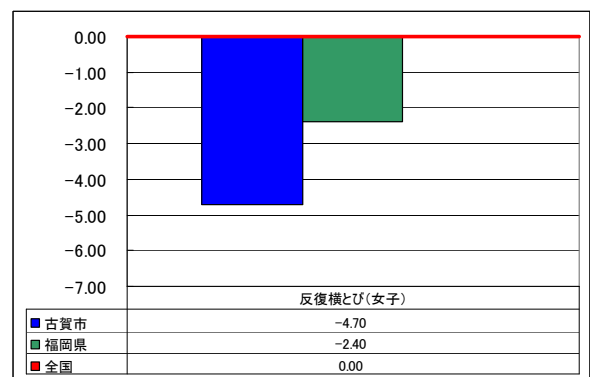
【図 1 9】長座体前屈 (男子)



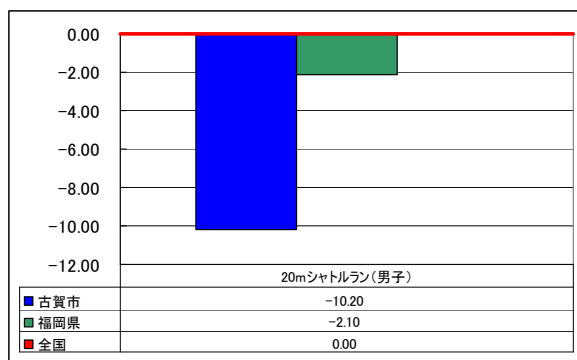
【図 2 0】長座体前屈 (女子)



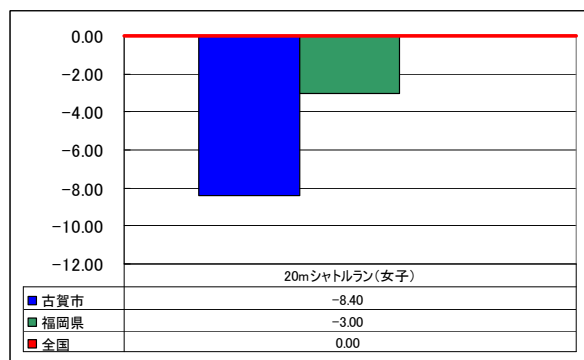
【図 2 1】反復横とび (男子)



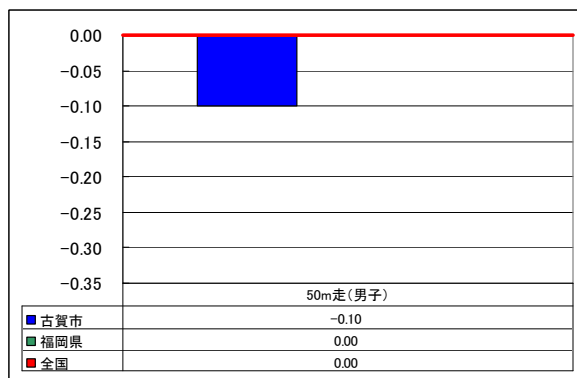
【図 2 2】反復横とび (女子)



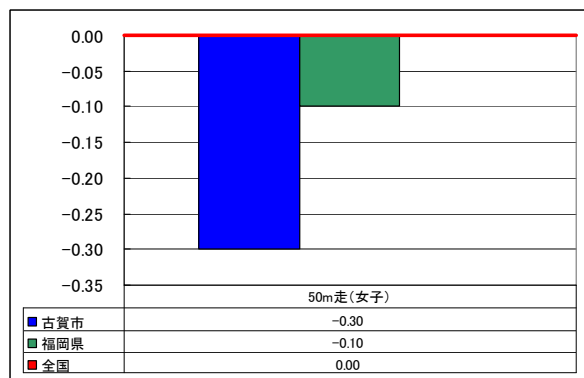
【図 2 3】 2 0 mシャトルラン (男子)



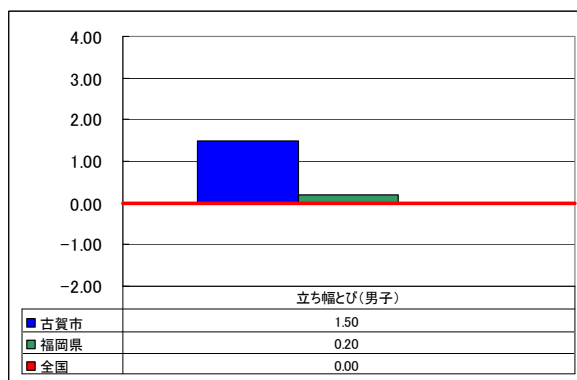
【図 2 4】 2 0 mシャトルラン (女子)



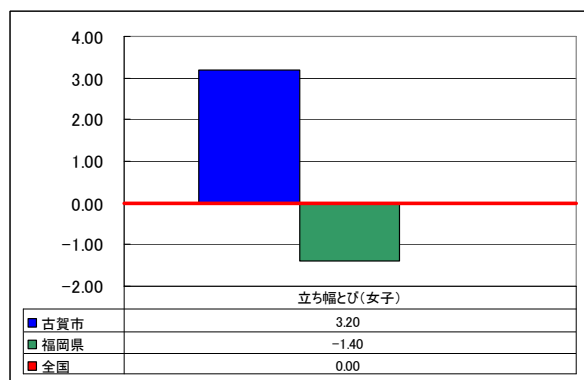
【図 2 5】 5 0 m走 (男子)



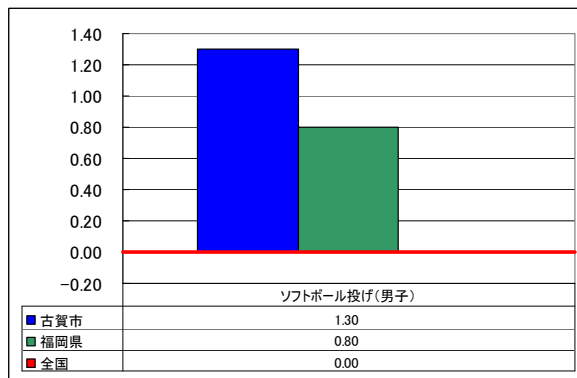
【図 2 6】 5 0 m走 (女子)



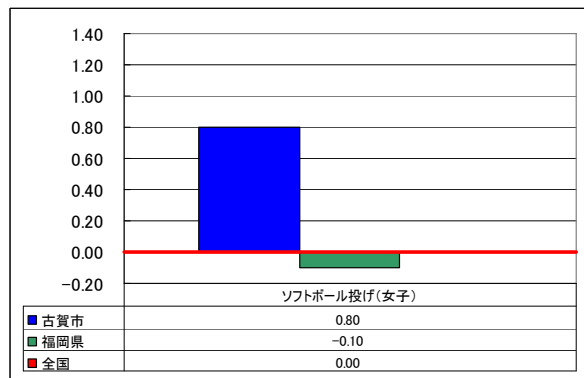
【図 2 7】 立ち幅とび (男子)



【図 2 8】 立ち幅とび (女子)



【図 2 9】 ソフトボール投げ (男子)



【図 3 0】 ソフトボール投げ (女子)

【図15】～【図30】は、新体力テストの各測定項目について、全国平均を0.00とし、これより高いか低いかを、古賀市5校の平均値と福岡県の平均値で、それぞれ男女別に見たものである。これを見ると男女とも4項目（握力、長座体前屈、立ち幅とび、ソフトボール投げ）で全国平均値を上回ってはいるものの、その他の4項目で全国平均値を下回っている。

これらを項目ごとに見てみると、上体起こし（柔軟性）、反復横とび（敏捷性）20mシャトルラン（持久力）と50m走（走力）が男女ともに低い結果となっている。特に、持久力の数値が低いのが顕著である。一般に、柔軟性はできるだけ早い時期からのトレーニングにより向上するといわれており、敏捷性や跳躍力といった神経系能力についても、小学校低学年～中学年期からの効果的なトレーニングにより向上する能力といわれている。

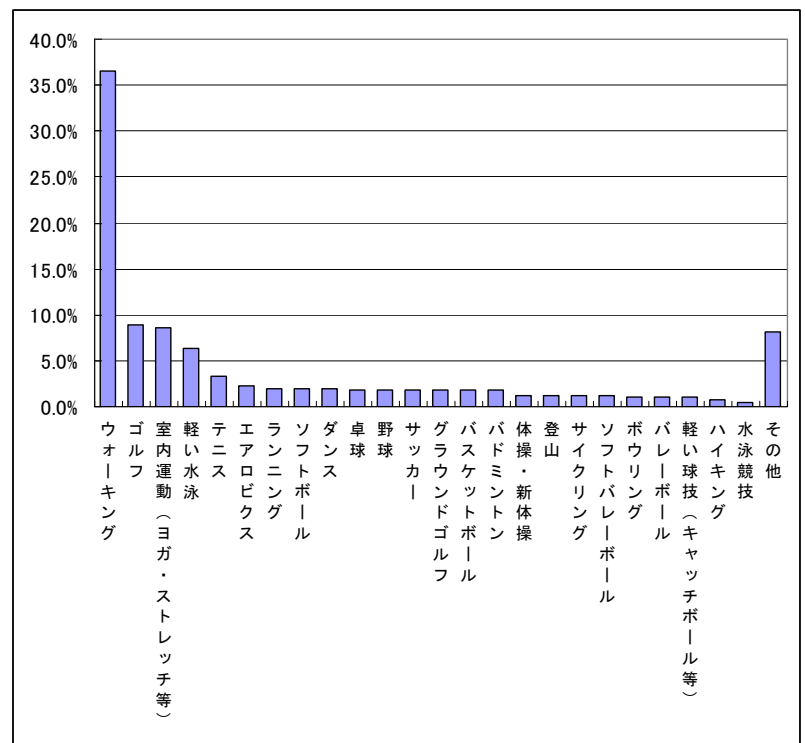
このことから、古賀市においては学校教育活動の中で、また、地域や家庭での活動の中で、系統的にこれら能力を伸長させるプログラムを提供することや活動の場の提供、環境の整備など、子どもたちの総合的な体力の向上に取り組む施策の実施が求められる。

（3）市民の運動・スポーツに関する調査結果（平成20年7月実施）

ア 運動・スポーツに関する意識・実態調査結果

古賀市では、本計画の策定に係る基礎資料として、18歳以上の成人を対象に、運動・スポーツに関する意識調査を実施した。その中で、現在、運動・

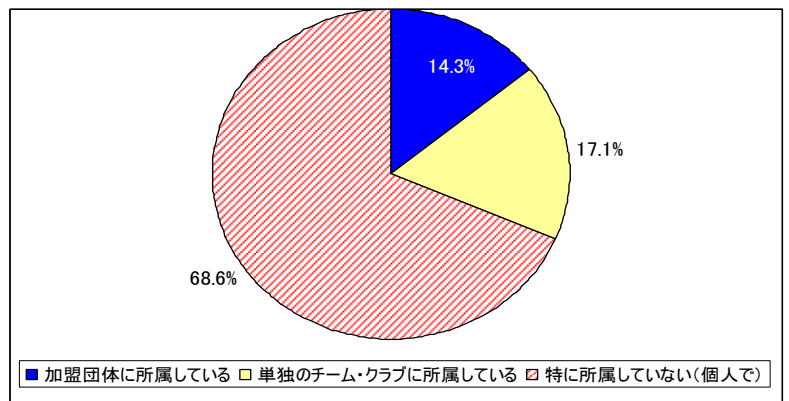
スポーツを実施している市民にどのような種目を実施しているかについてその結果を【図31】に示した。ウォーキングが36.5%と最も多く、次いでゴルフ8.9%、ヨガ・ストレッチ等の室内競技が8.6%と続いており、その実施種目は多岐に渡っている。また、実施している市民に、どのような形態で実施しているのかについてその結果を【図32】に示した。特に活動母体をもたずに個人で実施している市民が最も多く、実施者全体



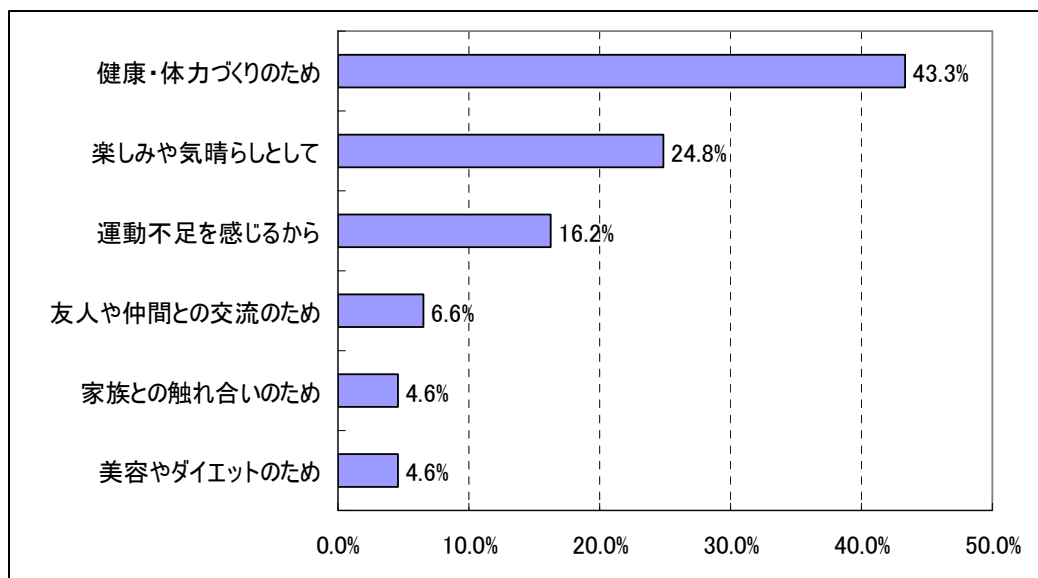
【図31】主に実施している運動・スポーツ【対象：実施者】

の約7割に上っている。

次に、同じく運動・スポーツを実施している市民に対し、その実施している理由についてその結果を【図33】に示した。「自己の心身の健康の保持増進」や「リフレッシュを目的に実施している市民が多い」という結果がみられている。

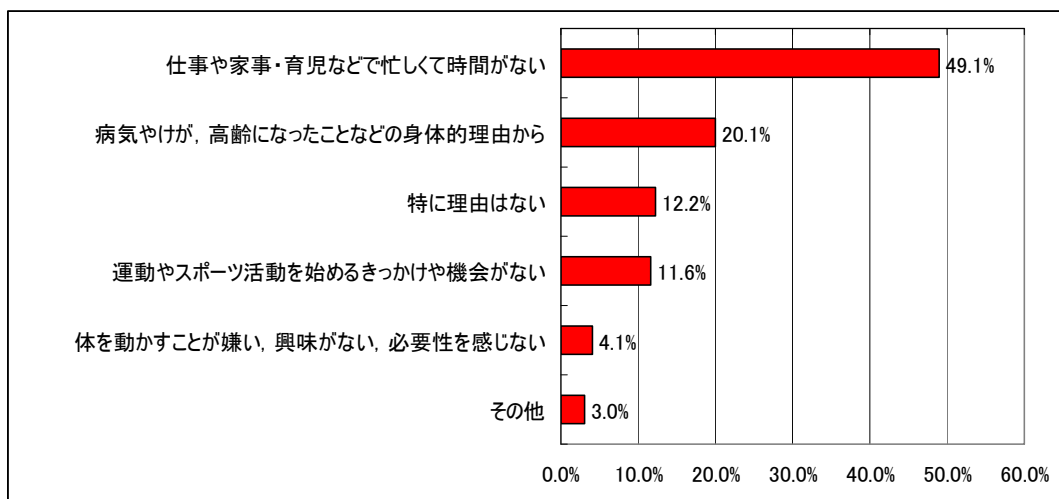


【図32】運動・スポーツの実施形態 [対象：実施者]



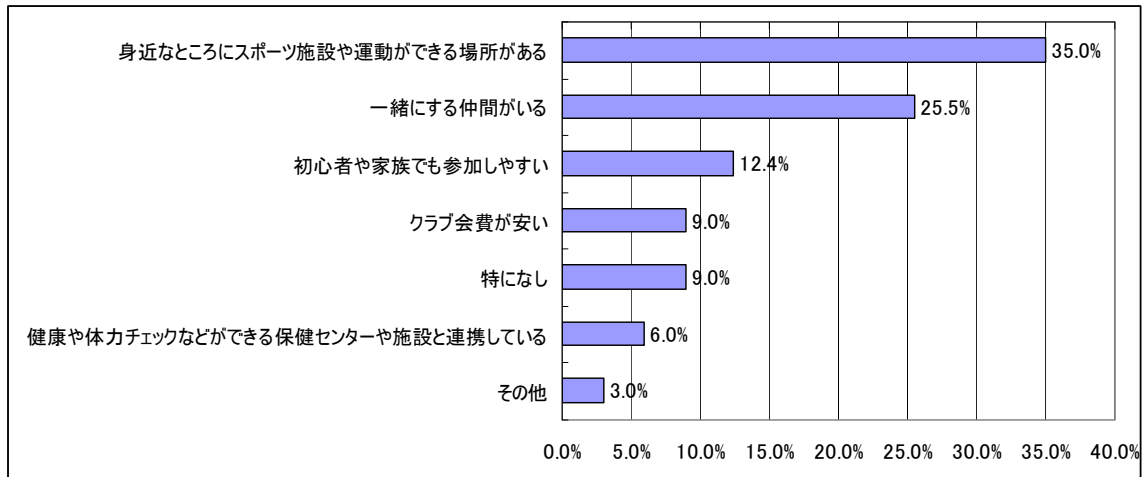
【図33】運動・スポーツの実施目的 [対象：実施者]

一方、運動・スポーツを実施していない市民に対し、実施していない（したくない）理由についてその結果を【図34】に示した。「時間がない」と回答した者が全体の約5割に上っている。



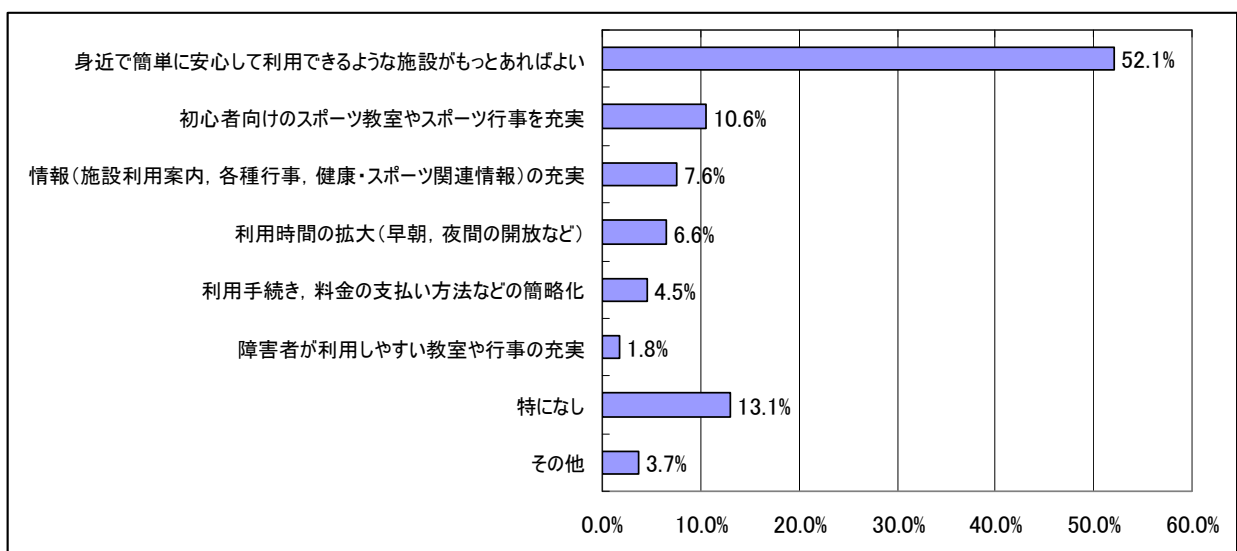
【図34】運動・スポーツを実施しない理由 [対象：未実施者]

次に、どのような条件が整っていれば運動・スポーツを行いたい（続けたい）と思うかについてその結果を【図 3 5】に示した。「スポーツ施設や場所」といった環境に関する内容が35.0%と最も多く、次いで、「一緒にする仲間がいる」、「初心者や家族でも参加しやすい」と続いている。



【図 3 5】どのような条件が整っていれば運動・スポーツを実施するか

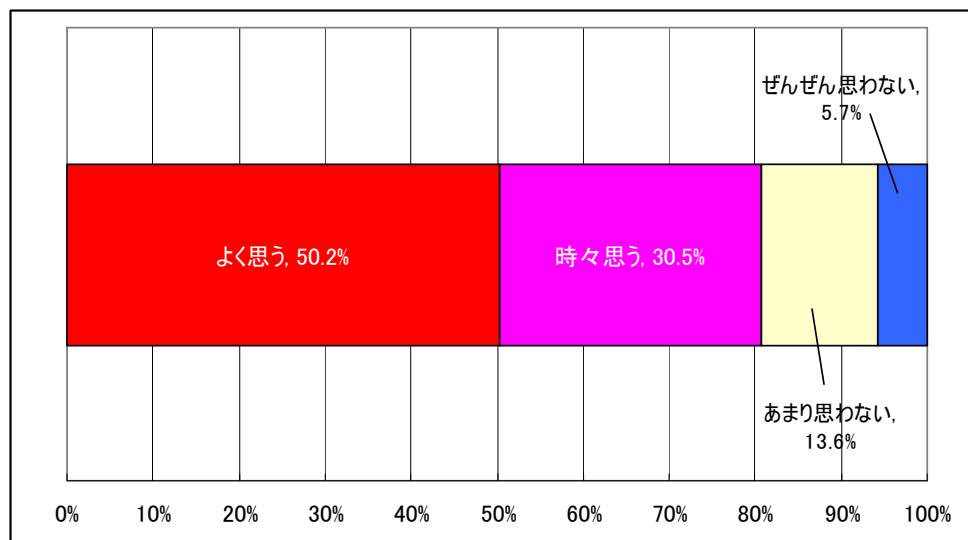
また、市内のスポーツ環境に望むものは何かを尋ねたところ、気軽に安心して利用できる施設の整備を求める声が群を抜いて最も多く、全体の半数以上を占めている（【図 3 6】参照）。次にスポーツ教室や行事の充実、情報提供や施設利用時間に関する項目等が続いているが、場の提供の必要性が最もうかがえる結果となっている。



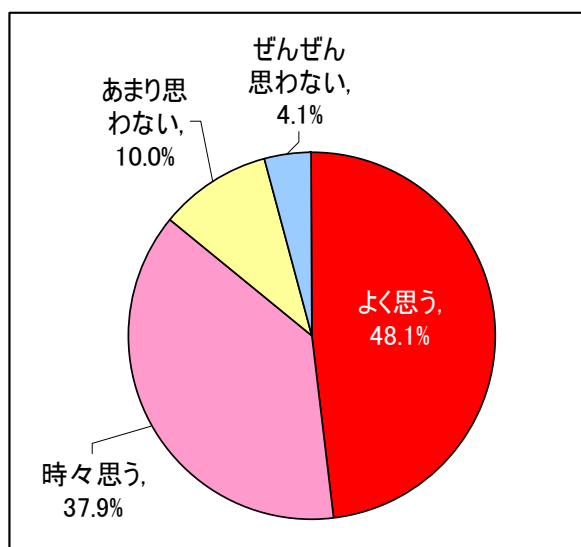
【図 3 6】市内のスポーツ環境に望むもの

イ 健康・体力に関する意識調査結果より

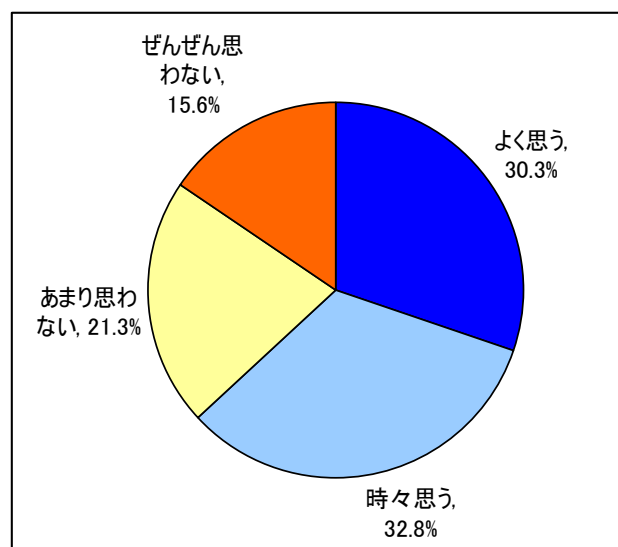
前述の調査の中で、市民の健康・体力に関する意識を調査したところ、以下（【図３７】～【図３９】）の結果となった。



【図３７】あなたは日頃「運動不足」だと思いますか？



【図３８】あなたは最近体力の衰えを感じますか？



【図３９】「体力づくりを实践したいが、今一つ踏み出せない」

市民の約半数が「運動不足」を感じており（【図３７】参照）、併せて「体力の衰え」を感じている（【図３８】参照）ことが明らかになった。いずれの項目も「時々思う」を含めると８割以上が運動・体力に関する不安を抱いていることがうかがえる。

また、体力づくりを实践したいと思いながらも実際には实践できていない市民が６割を超えており（【図３９】参照）、気軽に運動・スポーツを实践するためのきっかけづくりもまた必要であるといえる結果となった。

(4) 古賀市の遊び・体育・スポーツに関する課題

- ・全国平均を下回る成人の定期的なスポーツ実施率
- ・スポーツ実施状況の地域格差（各小学校区）
- ・多様化する市民のスポーツニーズ
- ・子どもの体力の低下
- ・各年齢層が気軽に運動・スポーツに参加できる場の不足

古賀市における市民の運動・スポーツに関する実態を見ると、「スポーツを実施したい」といった潜在層は成人の8割を超えているものの、定期的スポーツ実施率は全国平均を下回っており、これをいかに向上させるかが、明るく活力ある市民生活の創造には不可欠である。スポーツを実施している市民の活動状況を見ても、個人的活動が主となっており、希薄化する地域コミュニティの醸成に寄与するスポーツ活動の推進のためには、地域の中で友人や仲間とともに、気軽に参加・実施できるスポーツ環境づくりが必要である。

また、古賀市の次代を担う子どもの体力・運動能力も、全国平均を下回る現状となっているが、熱心に運動・スポーツに取り組む児童・生徒も多く見られ、二極化傾向にあると言える。このことから、学校教育はもとより、家庭や地域においても、より一層、子どもの運動・スポーツ環境の整備に努め、明るく元気でたくましい子どもたちの育成に取り組まなければならない。



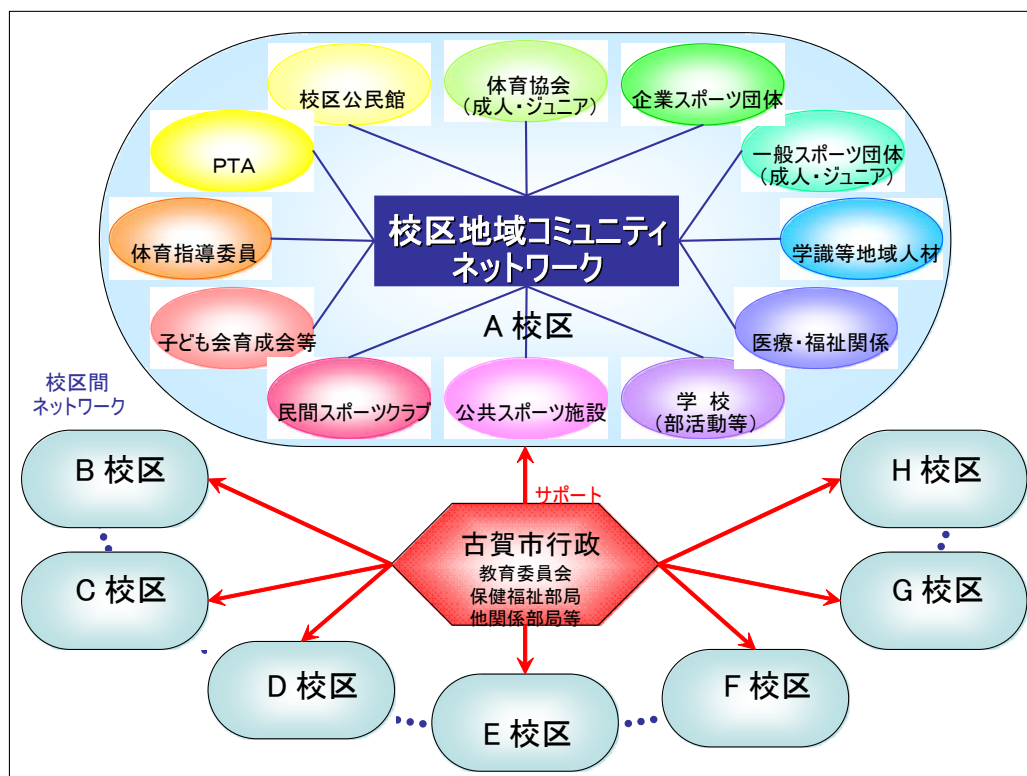
(5) 課題から見える今後の方向性 (まとめ)

- ・ 成人の定期的なスポーツ実施者の増加(週 1 回以上のスポーツ実施率拡大)
- ・ 小学校区ごとのスポーツ実施状況の格差是正
- ・ 市民のスポーツ実施意向への対応
- ・ 子どもの総合的な体力の向上
- ・ ライフステージに応じたスポーツ活動の機会や場づくり

今後、古賀市において、市民の誰もが気軽に運動・スポーツに親しめる環境づくりを行っていく上では、従来の行政主導のスポーツ振興の在り方を見直し、各小学校区単位の地域コミュニティにおける、現有資源を有効に活用した、自主・自立的、主体的なスポーツ環境の整備が求められる。その際、コミュニティ内の関係機関・団体が相互に連携、協力できるよう、行政内においても、部局を越えた連携のもと、各校区に対する一元的サポートを行っていく必要がある。

また、子どもから高齢者、障害をもった方の誰もが、そのライフステージに応じ、スポーツを楽しむことができるよう、機会や場の確保、また指導者の養成等、運動・スポーツ活動に関する周辺整備に取り組むことにより、地域コミュニティの中での市民のスポーツの生活化への支援に努める必要がある。

このことを、まとめてみると【図 4 0】のようになる。



【図 4 0】 古賀市における校区コミュニティを中心とした新たなスポーツ振興体制

第3章 基本計画の策定にあたって

策定の趣旨

今日の社会情勢の急激な変化や価値観の多様化、また科学技術の高度化、情報化等の進展によって便利な社会を創り出してはいるが、一方では人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大し、日常生活においても体を動かす機会が減少し、体力の低下を招いているなど心身両面にわたる健康上の問題が顕在化している。また、子どもの体力が低下傾向にあることは将来の社会の形成にとって憂慮すべき問題である。

さらに、日本の現代社会の問題でもある少子高齢化社会においても生涯にわたり誰もが健康的で明るく活力ある生活を送ることが、地域社会の活性化のためにも強く求められている。

このような中、古賀市においてもスポーツを通じて市民一人ひとりが、健康を実現し活力ある地域社会を築いていくため、スポーツへの市民のニーズや期待にこたえ、スポーツ活動を継続して実践できるようなスポーツ振興施策を体系的、計画的に取り組むことができるように、以下の3つの趣旨によりスポーツ振興基本計画を策定する。

スポーツへの意識変革

(要旨)

ひとりでも多くの市民へ多様なスポーツ活動を促す

(解説)

現在までスポーツに関わっている市民だけでなく、一人でも多くの市民が現代社会におけるスポーツの持つ役割やその重要性に気づき、スポーツに対する固定観念や過去のイメージにとらわれずに、スポーツの持つ良さについて考え、活動するきっかけをつくる。

スポーツ事業の創出

(要旨)

市民の様々なスポーツニーズに対応する

(解説)

主に行政主導でおこなってきた体育・スポーツ事業を全般的に見直し、今後は行政が一人でも多くの市民に対し身体的、精神的、また社会的にも満足できるスポーツ活動の機会や場を身近に提供したり、市民自らが自主的に活動していけるようなスポーツ環境を整えていく。

新たなスポーツ環境の構築

(要旨)

多様な機関・団体が共働しスポーツ活動を推進する

(解説)

行政を含めすべてのスポーツ関連団体が、今までのスポーツに関連する事業を抜本的に見直し、今後の子どもの体力向上や健康づくり及び高齢者・障害者スポーツの普及を総合的に推進していくために、それぞれの組織の枠を超え連携できる体制づくりをめざす。



到達目標に対する基本目標

基本目標とは、到達目標を達成するための各領域における目標であり、以下に示す3つの基本目標を達成するための種々の取り組みが有機的に実施されることにより、自立した生涯スポーツ社会をめざすものである。

到達目標

各校区コミュニティに「元気な人づくり」をめざして
体を動かす「きっかけ」を提供するスポーツの機会を
つくり、自立した生涯スポーツ社会を実現する。

基本目標 1：スポーツ関連団体及び学校や地域との連携による子どもにとって魅力のある体を動かす場の提供

●現状

児童生徒の体力は、昭和60年ごろを境に長期的な低下傾向が続いている。平成19年10月に文部科学省から発表された『体力・運動能力調査報告』によると「いずれの年齢段階においても依然低い水準にある」としており「子どもたちにあまり運動をしない習慣が定着してきたのかもしれない」との見方がなされている。福岡県においても、同様に児童生徒の体力は低位な傾向を示し、多くの種目で全国平均を下回っている状況が続いている。

●目標とする理由

子どもの遊びやスポーツに関する調査・体力測定の結果より古賀市の子どもたちの体力低下の根本的な原因をさぐり、課題をみつけ、ただ単に運動を推進するというだけでなく、オリンピック競技をはじめとした競技スポーツを身近に体験することができる機会の提供等、子どもにとって魅力のある体を動かす場とはどのようなものがあるかなどを検討した上で実施していくことが重要である。



基本目標 2：多様なスポーツ活動の推進による成人の

スポーツ実施率の向上

《実施率（週 1 回以上） 目標値：50%》

●現状

運動・スポーツに関する調査（【図 3】参照）によると古賀市の運動・スポーツの実施率は30.7%となっており全国44.4%や福岡県41.1%と比較すると低い状況となっている。

しかし、運動・スポーツを行いたい但实际上には行うことができていない人が50.2%ある点が注目される。

よって、実施率を引き上げるためには、「運動・スポーツはできるが運動をしていない人」「運動・スポーツをしたくない人」「運動・スポーツはしたいができない人」に着目し、そのニーズを的確に把握し、まずは気軽に体を動かせる環境を整えていくことが急務である。

●目標とする理由

行政を含めすべてのスポーツ関連団体が、「現在運動・スポーツをしている人」を支援することにより、現状のスポーツ実施率を維持しながら、「運動・スポーツはできるが運動・スポーツをしていない人」「運動・スポーツをしたくない人」「運動・スポーツはしたいができない人」を重点的な事業の対象とし支援していくことでスポーツ実施率の向上を目指すものである。

具体的には総合型地域スポーツクラブの調査研究や地域スポーツ活動の育成、支援等が必要となる。さらに一人でも多くの人々が、ヘルスアップぷらん（古賀市健康増進計画）等に基づく健康づくりを目指したスポーツを実施していけるように、関係機関・行政関連部署との連携を推進し、その「きっかけづくり」となる事業を新たに行っていくことによって、スポーツ実施率を引き上げていこうとするものである。

基本目標 3 : 「だれでも」・「いつでも」・「どこでも」・

「いつまでも」気軽にスポーツを実施

できるような環境の整備

● 現状

スポーツを普段から定期的実施している人は、公共、民間スポーツ施設を積極的に活用している。

しかし、「運動・スポーツはできるが運動をしていない人」「運動・スポーツをしたくない人」「運動・スポーツはしたいができない人」にとっては、気軽に運動を含めたスポーツを実施できるような環境が、必ずしも整備されているとはいえない。

市民の運動・スポーツに関する調査（【図 3 5】参照）によると運動・スポーツを行うための条件として、

「身近なところにスポーツ施設や運動ができる場所がある」（35.0%）、「一緒にする仲間がいる」（25.5%）、「初心者や家族でも参加しやすい」（12.4%）の順となっている。

つまり、身近な施設で、仲間づくりができ、また初心者や家族でも参加できるといった条件が求められている。

● 目標とする理由

「運動・スポーツはできるが運動をしていない人」「運動・スポーツをしたくない人」「運動・スポーツはしたいができない人」が活動できる場としては、身近で簡単に安心して利用できる施設の整備、次に気軽に運動を含めたスポーツを実施できるような情報を効果的に対象者へ提供すること、そして定期的に魅力あるプログラムを実施していくことが必要となる。

それと合わせ、公共施設の有効活用を検討したり、運動・スポーツに関する調査結果を基に市民ニーズに合わせたスポーツ事業の実施、さらには公共施設の利用方法の改善、民間施設との連携による事業の実施等が挙げられる。

第4章 基本方針に基づく基本施策

子どもの体力向上 ～体育、少年スポーツ事業の充実～

基本施策

- ① スポーツ関連団体との連携
- ② 学校体育・部活動の支援体制の確立
- ③ 青少年スポーツ指導者及び保護者との連携
- ④ 親子参加型事業の研究、推進
- ⑤ 学校や地域における外遊びの研究、推進

(上記①～⑤の基本施策の解説)

昭和39年から文部科学省が毎年実施している「体力・運動能力調査」によると、現代の子どもたちは、親の世代に比べて体格は向上しているものの、体力については逆に低下している傾向が見られる。

その原因としては次の要因が考えられる

- ア 情報化・少子化による群れ遊びの減少
- イ 仲間・時間・空間（三つの間）の減少
- ウ 夜型生活による生活習慣の乱れ
- エ 知識を過度に重視する傾向（運動スポーツの軽視）
- オ 交通手段の発達（歩く機会の減少）
- カ 家庭用機器の発達（労力の軽減）

【平成14年9月 「子どもの体力向上のための総合的な方策について中央教育審議会答申より」】



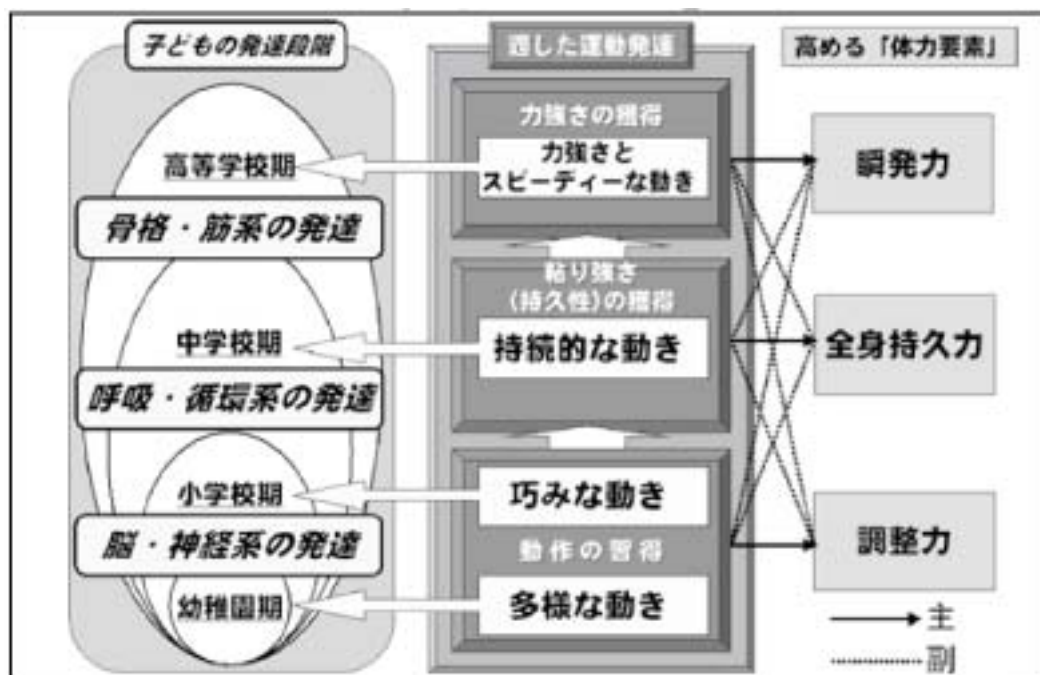
【平成19年3月 子どもの「体力向上」を図る教育活動の考え方・進め方 福岡県体育研究所より】

この結果は、体自体が大きくなったにもかかわらず、外で遊ぶことのできる場の減少、不規則な生活習慣、また、子どもたちの個々の発達段階に応じた適切な運動を行う機会が不足していることを表している。

【図7】（14ページ参照）によれば、体育の授業が好きな子どもは多いものの、実際は体力が低下している。それにはさまざまな要因が考えられるが、主に学力向上を目的とした体を動かす機会自体の減少によるところが大きい。

そして、そのまま成人になっていくことによって、忙しくて体を動かす時間がないなどの理由から、自分の体自体にあまり関心がなくなり、定期的に運動をする人が少なくなることによって、結果として生活習慣病の増加などにつながっているものと考えられる。

子どもの体力向上に向けては、子どもの遊びやスポーツに関する調査・体力測定の実績をもとに、まず子どもにとって魅力のある体を動かす場を提供し、生活習慣等の改善をしながら、遊びや運動をしていない子どもも含め発達段階に応じた適切な指導をしていく必要がある。



【平成19年3月 子どもの「体力向上」を図る教育活動の考え方・進め方 福岡県体育研究所より】

今後は、スポーツ関連団体との連携、また学校体育・部活動の支援体制を確立しながら、青少年スポーツ指導者及び保護者とも連携し、運動やスポーツに関する正しい知識の普及、自らが活動を行っていく意欲や環境を整えることが重要である。

また、スポーツの意義、必要性をテーマにした各種研修会の開催、主に親子参加型事業、学校や地域における外遊びを研究、推進をしていくためのボランティアを含めた人づくり、子どもが体を動かす「きっかけ」をつくるためのスポーツ少年団の調査研究等を実施していくことも必要である。



具体的事業への取り組み

- ① スポーツ関連団体、また学校や地域との連携
- ② 青少年スポーツ指導者等の研修制度
- ③ 新たな青少年スポーツ指導者の育成
- ④ ボランティアを含めたスポーツ人材バンクの構築
- ⑤ スポーツ少年団の調査研究

スポーツ実施率の向上 ～生涯、競技スポーツ事業の推進～

基本施策

- ① 多世代・多種目のスポーツ活動の推進
- ② 健康づくりを目的とした事業との連携
- ③ 新たな高齢者、障害者スポーツの調査研究
- ④ 体育指導委員、体育協会の支援

(上記①～④の基本施策の解説)

国・福岡県のスポーツ振興基本計画では、週1回以上のスポーツ実施率について、国では44.4%、福岡県では41.1%であり、これをそれぞれ50%まで引き上げるのが目標となっている。

これまで古賀市では、主に生涯スポーツ分野では体育指導委員、競技スポーツ分野では体育協会などが中心となってきたが、現在のスポーツ実施率を引き上げるためには、さまざまな事業・組織を見直し、主にスポーツをしていない人を対象とした新たな事業を積極的に展開していくことが必要である。

そのためには、既存のスポーツ関連団体を継続的に支援しながら現在のスポーツ実施率を維持し、新たにスポーツを実施していない市民を対象とした多世代・多種目のスポーツ活動の推進、健康づくりを目的とした事業との連携、新たな高齢者、障害者スポーツの調査研究をしていくことが重要となる。



具体的事業への取り組み

- ① 古賀市健康、スポーツの日（仮称）の設置検討
- ② 総合型地域スポーツクラブの調査研究
- ③ 地域スポーツ活動の育成、支援
- ④ 地域間スポーツ交流事業の実施
- ⑤ 生涯、競技スポーツ活動への継続支援

元気な人づくりの支援 ～スポーツ環境の整備～

基本施策

- ① 市内スポーツ施設の有効活用
- ② 市内スポーツ事業の効果的・効率的な運営
- ③ 民間スポーツ施設との連携
- ④ 安全・安心して活動できる場の提供

(上記①～④の基本施策の解説)

現在までクロスパルこが、市民体育館、各学校施設や都市公園施設、社会体育施設等を開放するほか、歩いてん道（遊歩道）やスケートパーク等を整備している。

しかし、これらの施設の利用者の大半は継続的にスポーツ活動をしている市民である。

よって、元気な人づくりを支援していくためには「運動はできるが運動をしていない人」「運動をしたくない人」「運動はしたいができない人」を重点的な対象として、市内スポーツ施設の有効的な活用を検討し、例えば交通手段をあまり利用しなくてよい身近な場で、ニーズに合ったプログラムを定期的の実施し、またその情報を効果的に対象者へ提供することにより、体を動かす「きっかけ」をつくり、継続して活動していける場を提供すること等が必要となる。



具体的事業への取り組み

- ① 日常生活圏内である小学校や公民館等の有効活用
- ② 市民のニーズに合わせたプログラムの定期的な実施
- ③ 効果的な情報提供（実施プログラム、健康情報等）
- ④ 公共施設の利用方法の改善
- ⑤ 民間スポーツ施設の有効利用

基本方針を推進する基盤となるもの

事業推進の基盤：地域スポーツ事業の振興 ～自立をめざした支援～

- ① 校区コミュニティのスポーツ活動支援
- ② 地域スポーツ指導者の育成
- ③ 関係機関・行政関連部署との連携
- ④ 生涯スポーツの調査研究（種目等）

（解説）

地域スポーツ事業の振興 ～自立をめざした支援～ は前述の3つの基本方針を推進するための基盤となるものである。そのためには、現在の地域（校区コミュニティ）のスポーツ行事を側面から支援すること、自立をめざした地域スポーツ指導者の育成等の事業を進めていくこと、また、さまざまな視点から事業を推進し支援していくための関係機関・行政関連部署との連携、さらには軽スポーツやニュースポーツを調査研究した上で地域へ紹介したりする事業を進めていくことが重要である。



第5章 基本計画の推進及び期間

基本計画の推進

アクションプランの策定（5年毎の実施計画）

長期計画である基本計画と連動した短・中期的な到達目標と具体的な実施計画である「アクションプラン」を策定する。

このプランについては、その内容を具体的に審議していくための連絡協議会を設置し、各年度において長期計画で掲げた目的をどこまで達成するのかを明確にする。5年毎に進捗状況を再検討し、社会情勢やスポーツ環境の変化を考慮し、また古賀市における状況の変化等にも対応して評価・見直しを行う。

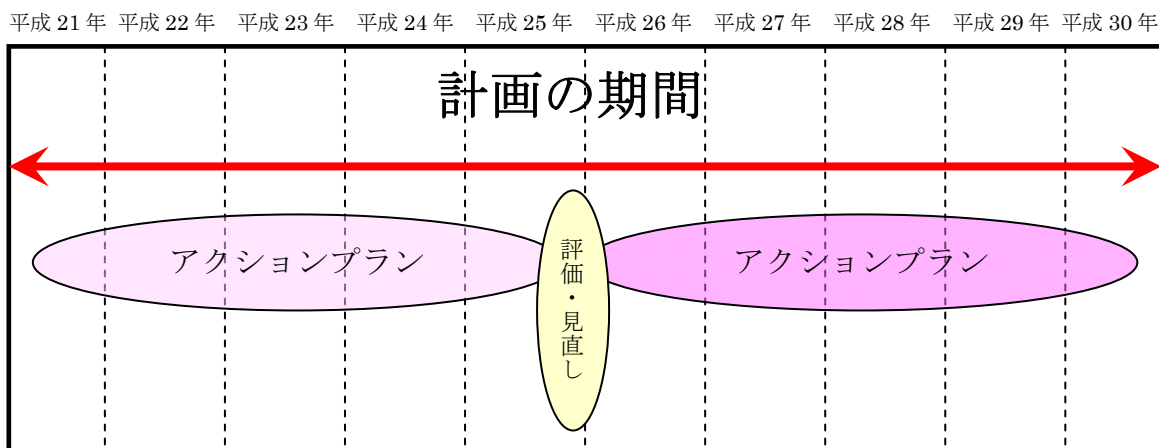
（概要）

スポーツ振興基本計画の第4章に位置づけられた計画に基づく基本施策について年度ごと、事業ごとに分けて誰に何をどのようにしてどこまで実施するのかを具体的に明示する。

基本計画の期間

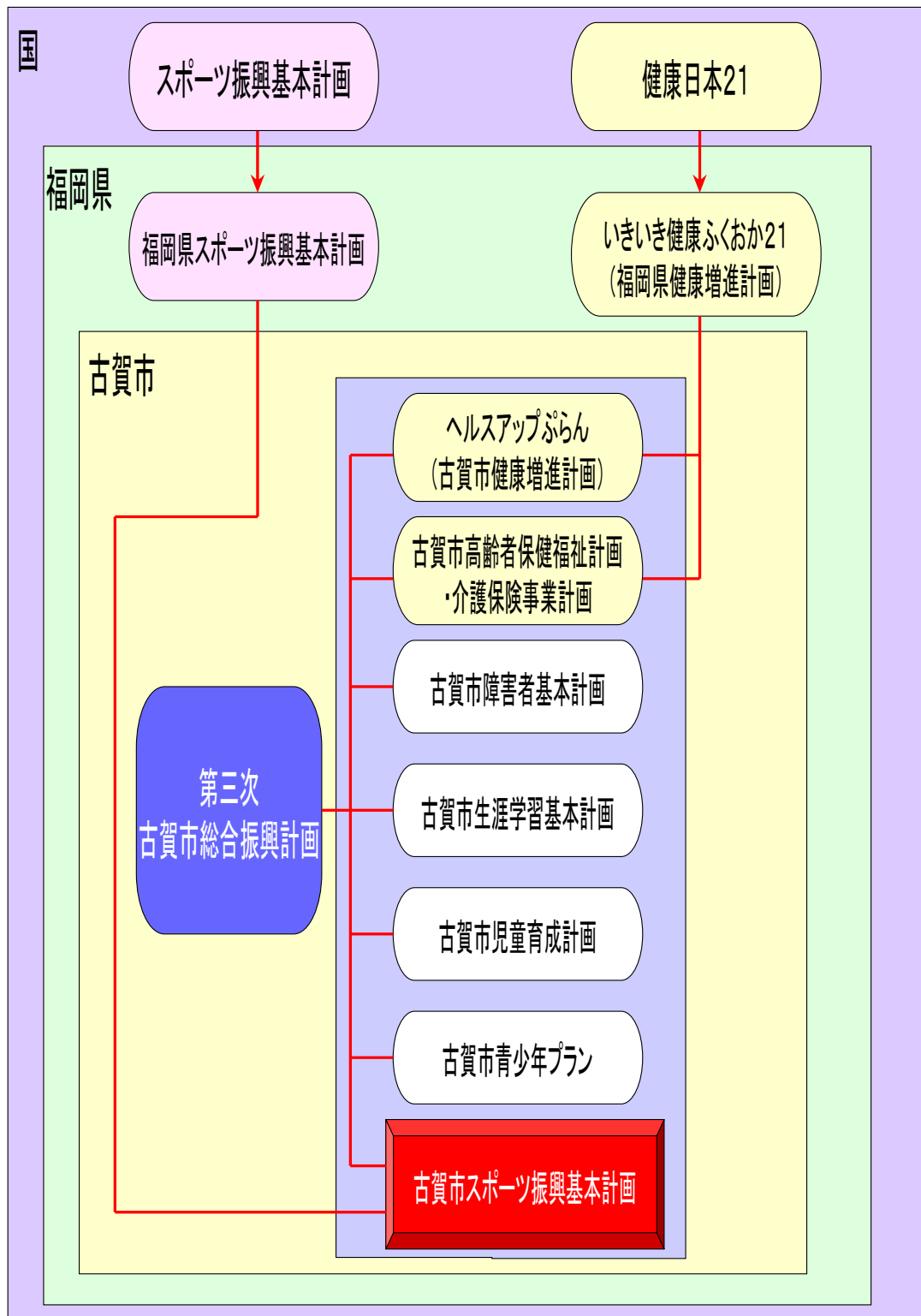
基本計画の実施期間は平成21年度を初年度とし、平成30年度までの10年間とする。

この期間を前期と後期に分け、初年度より5年間を前期の計画期間とし、後期5年間については、前期終了時に計画の進捗状況を再検討し、社会情勢やスポーツ環境の変化を考慮し、また古賀市における状況の変化等にも対応して見直しを行う。



【附属資料】

「古賀市スポーツ振興基本計画」の位置づけ



用語の解説

(1) スポーツ振興法

昭和36年にスポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的に制定された。

(2) 健康

身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であり、単に病気あるいは虚弱でないことではない。(世界保健機関憲章 1948年制定)

(3) 体力

人間の活動や生存の基礎となる身体的能力である。一般的には

①走・投・跳に代表される身体的行動力、あるいは行動の基礎となる身体的能力を意味する(いわゆる行動体力)

②外からのストレスに対して身体を防衛したり、環境に適応したりする能力(いわゆる防衛体力をも含めたより広い体力)

③身体と精神は不可分であり、身体活動は精神要因によっても規制されるので、体力には精神的要因も含めたほうがよいとする考え方

以上3つに要約される。

(4) トップアスリート

競技者の中でも一流と認められる者。一般的にはオリンピックや世界選手権出場レベルの者や、各競技の世界ランキング上位者などを指す。

(5) オリンピズム

人生哲学であり、肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化や教育と融合させるオリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などに基づいた生き方の創造である。

(6) レクリエーション

仕事などの拘束あるいは強制によって緊張し疲れた肉体と精神を回復させ、新たなエネルギーを生み出すために余暇(レジャー)を利用して行われる活動全体をいう。

(7) 「市民の運動・スポーツに関する調査」

古賀市内に居住する満18歳以上の男女2,043人を、住民基本台帳から無作為により抽出し、平成20年6月25日から7月31日までの期間に配布及び郵送

方式による調査を実施し、市民の運動・スポーツに対する意識の把握に努めた。

回答は1,085人(53.1%)であった。

(8) 「子どもの遊びやスポーツに関する調査」

古賀市内の全小学校5年生の1学級(232人)、全中学校2年生の2学級または3学級(261人)を対象に平成20年1月29日から2月15日までの期間に配布方式による調査を実施し、子どもの遊びやスポーツに対する意識の把握に努めた。

回答は合計で469人(95.1%)であった。

(9) 校区コミュニティ

古賀市内の8小学校区を「住民同士のつながりがあり、お互いに助け合い、協力し合えるような地域社会」ととらえ、市民と行政がパートナーシップの関係を築きながら、まちづくりを進めていくこと。

(10) 総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで

- ・複数の種目が用意されている
 - ・子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、興味、関心、技術、技能レベルに応じて、いつでも活動できる
 - ・活動の拠点となる施設があり、定期的に継続的スポーツ活動ができる
 - ・質の高い指導者のもと、個々のニーズに応じたスポーツ指導が行われる
- のもとに全国各地に設立されている。

(11) ヘルスアップふらん(古賀市健康増進計画)

平成19年に、国が策定した「健康日本21」、「健やか親子21」や福岡県が策定した「いきいき健康ふくおか21」を踏まえ、市民が主体的に取り組む健康増進や発病の予防に視点を置いた「一次予防」の健康づくり施策に重点を置き、地域特性や市民の健康意識などを反映し健康づくりを体系的に整理した地域全体の行動計画として策定された。

(12) スポーツ少年団

1962年に(財)日本体育協会が創立50周年記念事業として「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを!」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に!」と願い創設された。

そのねらいは、「スポーツによる青少年の健全育成」の理想を実現させることにある。

古賀市スポーツ振興基本計画策定スケジュール

平成19年度			
回	実施期日	主 な 内 容	備 考
第1回	7 月 31 日	・委員長選出 ・スポーツ振興基本計画策定の趣旨説明 ・古賀市におけるスポーツを取り巻く現状について ・年間スケジュールについて ・今後の検討課題について	
第2回	9 月 27 日	遊びやスポーツに関する調査(事務局案)の検討	
第3回	12 月 11 日	・遊びやスポーツに関する調査(最終案)の作成経過の報告 ・上記案の項目の審議	
	12月～2月	遊びやスポーツに関する調査実施・集計・分析・取りまとめ	
第4回	3 月 21 日	遊びやスポーツに関する調査結果の検討	
平成20年度			
回数	月	内容	備考
第 5 回	5 月 21 日	・遊びやスポーツに関する調査の集計結果の分析・検討 ・運動やスポーツに関する調査(事務局案)の検討 ・計画の基本的な考え方について(素案①の配布) ・平成 20 年度スケジュールについて	
	6月～7月	・運動やスポーツに関する調査の実施、集計、分析、取りまとめ ・遊びやスポーツに関する調査の報告書作成 ・基本計画(素案①)の作成	教育大と連携

第 6 回	8 月 26 日	・運動やスポーツに関する調査の分析結果について ・基本計画(素案①)の審議 ・講話『これからのスポーツ振興事業について』	講師:(財)福岡県スポーツ振興公社 スポーツ振興課長 中平稔人氏
	9月	基本計画(素案②)の作成	
第 7 回	10 月 21 日	・運動やスポーツに関する調査の分析結果について (小学生体力測定結果を含む) ・基本計画(素案②)の審議	
	10月～1月	基本計画(最終案)の作成	教育大と連携
第 8 回	1 月 21 日	基本計画(最終案)の審議	
	最終案の個別確認及び庁議等		
	2月	パブリック・コメント	1ヶ月間
	3月	パブリック・コメント結果報告 基本計画(最終案)最終確認 教育委員会に諮る	
基本計画完成			

古賀市スポーツ振興基本計画策定委員会設置要綱

古賀市教育委員会告示第5号

古賀市スポーツ振興基本計画（仮称）策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年6月26日

古賀市教育委員会

古賀市スポーツ振興基本計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 古賀市スポーツ振興基本計画（仮称）を策定するため、古賀市スポーツ振興基本計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、本市のスポーツ振興の基本指針を定めることを目的として策定を予定している古賀市スポーツ振興基本計画（仮称）に盛り込むべき内容について検討し、その結果を教育委員会に報告することとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会体育関係団体代表
- (4) 社会教育関係団体代表
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の中から互選し、副会長は、会長が指名するものとする。

3 会長は、委員会を主宰するものとする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が

議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

古賀市スポーツ振興基本計画策定委員会委員名簿

平成19・20年度 古賀市スポーツ振興基本計画(仮称)策定委員会委員・事務局名簿

()は19年度委員

委員			
	役職	氏名	所属
1	委員	照屋 博行	福岡教育大学教授
2	委員	岸川 明生 (吉永 春男)	古賀東小学校校長
3	委員	林田 良一	古賀市体育協会 会長
4	委員	藤崎 公明	古賀市体育指導委員 代表
5	委員	矢野 ひとみ	古賀市体育協会ジュニア部部長
6	委員	鶴原 誠二	古賀市身体障害者福祉協会代表
7	委員	久保田 恵美子	女性体育指導委員代表
8	委員	稲富 徹 (中野 知聡)	健康づくり課課長
9	委員	木下 萬喜雄	こども政策課課長
10	委員	水上 栄一	学校教育課指導主事

事務局			
1	事務局長	矢野 博昭	教育委員会 教育部長
2	事務局次長	吉永 春男 (横尾 勝博)	教育委員会 社会教育課課長
3	事務局員	淀川 治	青少年総合センター館長
4	事務局員	長 裕二 (矢野 俊美)	教育委員会 スポーツ・文化係長
5	事務局員	進 誠剛	教育委員会 スポーツ・文化係員